

(メール通知)  
7 障第 1547 号  
令和 8 年 3 月 31 日

障害福祉サービス事業所・施設  
障害児支援事業所・施設 } 設置主体法人代表者 様

愛媛県保健福祉部  
生きがい推進局障がい福祉課長

### 令和 8 年度「福祉・介護職員等処遇改善加算」に係る届出について

平素から、障がい保健福祉施策に格別の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。  
さて、福祉・介護職員等処遇改善加算（以下、「処遇改善加算」）を算定する事業所等は、年度ごとに届出が必要です。

各事業者におかれましては、処遇改善加算の算定要件を御確認の上、事業所や法人ごとに、下記のとおり処遇改善計画書等を指定権者に届け出るとともに、各事業年度における加算支払最終月の翌々月末日までに、処遇改善実績報告書を提出してください。

届出の提出にあたっては、別添の厚生労働省・こども家庭庁通知「福祉・介護職員等処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和 8 年度分）」等を御確認の上、手続きに遺漏のないようお願いします。

なお、令和 8 年度に処遇改善加算を算定しない事業所（前年度に処遇改善加算を算定している事業所を除く）については、書類の提出は不要です。

〔令和 8 年度当初の届出については、計画書等の様式変更が行われたことから、特例的に提出期限が 4 月 15 日（水）までとなっています。〕

※ 松山市指定の事業所等は、松山市の通知に従ってください。

#### 記

#### 1. 令和 8 年度の処遇改善計画書等の提出について

計画書等提出にあたっては、要件等を厚生労働省通知等で必ず御確認ください。

<令和 7 年度からの主な修正点>

- ・次年度への移行に伴う改正
- ・処遇改善加算Ⅰロ・処遇改善加算Ⅱロ・相談系サービスにおける処遇改善加算の創設  
※それに伴い令和 8 年度特例要件を新たに設定。

##### (1) 提出書類等

##### (ア) 処遇改善計画書

【新規】【継続】【変更】 ・令和 8 年度から新たに処遇改善加算を算定する場合 ・令和 7 年度に処遇改善加算を算定しており、令和 8 年度も同じ区分で算定する場合 ・令和 7 年度に処遇改善加算を算定しており、令和 8 年度から異なる区分で算定する場合	別紙様式 2
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------

<b>【終了】</b> ・令和8年度から処遇改善加算の算定を終了する場合	不要
-----------------------------------------	----

(イ) 体制届

<b>【新規】【変更】【終了】</b> ・令和8年度から新たに処遇改善加算を算定する場合 ・令和7年度に処遇改善加算を算定しており、令和8年度から異なる区分で算定する場合 ・令和8年度から処遇改善加算の算定を終了する場合	・体制等に関する届出書（様式第5号） ・体制等状況一覧表（別紙1-1, 1-2）
<b>【継続】</b> ・令和7年度に処遇改善加算を算定しており、令和8年度も同じ区分で算定する場合	不要

(ウ) 就業規則等の関係書類

①就業規則等（賃金・退職手当・臨時の賃金等に関する規程を就業規則と別に作成している場合には、それらの規程も含む。） ②労働保険関係書類（労働保険に加入していることが確認できる書類（労働保険関係成立届、労働保険概算・確定保険料申告書、納付書・領収書等））	地方局から提出依頼があった場合は提出が必要
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------

(2) 提出期限

**【令和8年度当初の取扱い】**

- ・令和8年4月及び5月サービス提供分から算定する場合

**令和8年4月15日（水）必着**（令和8年度当初の提出期限の特例）

※令和8年6月以降申請分も合わせて提出すること。

- ・令和8年4月及び5月分の処遇改善加算は算定せず、令和8年6月以降サービス提供分から算定する場合

**令和8年6月15日（月）必着**（令和8年度当初の提出期限の特例）

※令和8年6月より処遇改善加算が新設されるサービス（計画相談支援、地域相談支援、障害児相談支援の障害福祉サービス等事業所）のみが所属する事業者などが該当する。

**【通常取扱い】**

算定を受けようとする月の前々月の末日必着

2. 令和7年度の処遇改善実績報告書の提出について

別途ご案内予定

### 3. 上記1及び2の提出書類の様式

下記県ホームページに掲載している各種様式により御提出ください。

<https://www.pref.ehime.jp/page/6046.html>

愛媛県トップページ>医療・福祉・子育て>障がい者福祉>障がい福祉課>サービス事業者>福祉・介護職員処遇改善加算に係る届出について

### 4. 上記1及び2の提出先及び提出方法

下記県ホームページに掲載しているインターネット入力フォーム(LoGoフォーム)から御提出ください。

<https://www.pref.ehime.jp/page/6046.html>

※松山市指定の事業所については松山市、基準該当事業所については指定権者の市町へ御提出ください。

### 5. 留意事項

#### (1) 複数の事業所等を有する法人について

複数の事業所等を有する法人は、処遇改善計画書を法人単位で一括して作成することが可能です。ただし、事業所ごとに指定権者が異なる場合は、処遇改善計画書及び実績報告書は法人で一括して作成の上、同じものを、それぞれの指定権者に届出してください。

(例：松山市指定事業所と東予地方局指定事業所を有する法人が、一括して計画書等を作成する場合は、松山市と東予地方局の両方への届出が必要)

#### (2) 処遇改善計画等の周知について

必ず、すべての職員に対して、賃金改善を行う方法等（賃金改善の対象者、支払いの時期、要件、賃金改善額等）について計画書や情報公表制度等を用いて周知するとともに、就業規則等の内容についても周知してください。

また、職員から処遇改善加算に係る賃金改善に関する照会があった場合は、当該職員に対する賃金改善の内容について、書面を用いるなどして分かりやすく回答してください。

#### (3) 賃金改善額と加算額について

加算として交付された金額については、その全額を、対象の職員の賃金改善に活用する必要があります。賃金改善額が加算額より多くなるよう御注意ください（同額以下は認められません）。

また、安定的な処遇改善が重要であることから、ベースアップ（賃金表の改訂により基本給又は決まって毎月支払われる手当の水準を一律に引き上げること）により行うことを基本としてください。

### 6. 相談窓口

処遇改善加算に係るお問合せは、下記厚生労働省相談窓口をお願いいたします。

○福祉・介護職員等処遇改善加算等 厚生労働省コールセンター

電話番号：050-3733-0222（受付時間：9：00～18：00（土日含む））

## 7. 提出方法等に関する問合せ先

- (1) 今治市・新居浜市・西条市・四国中央市・上島町所在の事業所等  
東予地方局地域福祉課 福祉指導グループ  
TEL：0897-56-1300（内線 241 又は 284）
- (2) 伊予市・東温市・久万高原町・松前町・砥部町所在の事業所等  
中予地方局地域福祉課 福祉指導グループ  
TEL：089-909-8756
- (3) 宇和島市・八幡浜市・大洲市・西予市・内子町・伊方町・松野町・鬼北町・愛南町所在の事業所等  
南予地方局地域福祉課 福祉指導グループ  
TEL：0895-22-5211（内線 381 又は 246）
- (4) 松山市所在の事業所等
  - ①指定障害福祉サービス事業所・施設等、指定障害児通所支援事業所  
→ 松山市（※松山市の通知をご確認ください）
  - ②指定障害児入所施設 → 中予地方局地域福祉課（(2)と同じ）
- (5) 基準該当事業所  
指定権者の市町障がい福祉主管課

## 8. 参考

加算の内容・考え方やQ & A 及び事務処理手続き等については、別添通知等や下記県ホームページを御確認ください。

<https://www.pref.ehime.jp/page/6046.html>

愛媛県保健福祉部生きがい推進局障がい福祉課 障がい支援係 TEL 089-912-2424      FAX 089-931-8187 ※加算に係るお問合せは、上記6または7へお願いします。
----------------------------------------------------------------------------------------------------------